

図書館から大切なお知らせ

◎ 資料の延滞にともなうご利用の制限について

平成28年12月1日より、資料を延滞されている利用者の方で、下記に該当される方を対象に、ご利用の制限をさせていただきますので、ご注意ください。

● 当初の返却期限の翌日より**15日以上**延滞されている利用者の方は、貸出の延長ができません。

● 当初の返却期限の翌日より**60日以上**延滞されている利用者の方は、すべての資料が返却されるまで、新たな資料の貸出、予約及びリクエスト等ができません。

また、すでにお受けしている予約等も取消しとなります。

☆ なお、ご利用の延長をご希望の方は、返却期限内に資料の現物をお持ちの上、お申し出ください（他の利用者が予約されている資料の場合、延長はできません）。

※ ご利用になっている資料が紛失、汚損、破損等となった場合は、図書館までお知らせください。

返却期限を過ぎた資料をお持ちの方は、お早めにご返却ください。